

令和4年第2回定例会議案審査特別委員会会議録

令和4年6月14日 午後1時30分 開 議

出席委員

委員長	川村成二
副委員長	小倉博
委員	矢口龍人
委員	鈴木良道
委員	中根光男
委員	佐藤文雄
委員	加固豊治
委員	古橋智樹
委員	田谷文子
委員	来栖丈治
委員	設楽健夫
委員	櫻井繁行
委員	櫻井健一

欠席委員

なし

参考人

関東不動産鑑定事務所	井坂雄
同	小島裕

出席説明者

市長	坪井透
副市長	横瀬典生
総務部長	大久保昌明
市民部長	大久保定夫
保健福祉部長	幕内浩之
産業経済部長	松延孝之
都市建設部長	根本和幸
教育部長	坂本重男
参事	廣原正則
総務課長	豊崎伴之
税務課長	小泉一司

環境保全課長	齊藤	明
国保年金課長	豊崎	良憲
子ども家庭課長	斎藤	隆男
健康づくり推進課長	田中	英昭
観光課長	石川	和彦
学校教育課長	仲澤	勤
上下水道課長	島田	勝男
企画監	羽成	英明

出席書記名

道路課	白井	悠太
生涯学習課	長田	千絵美
議会事務局	柏崎	博子
議会事務局	折本	尚充

議 事 日 程

令和4年6月14日（火曜日）午後1時30分 開 議

1. 開 会

2. 議案等の審査

- (1) 請願第 2号 複合交流拠点施設整備用地取得費11億円の再検討を求める請願書
- (2) 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて（かすみがうら市税条例の一部を改正する条例）
- (3) 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて（かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- (4) 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号））
- (5) 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号））
- (6) 議案第30号 かすみがうら市環境基本条例の制定について
- (7) 議案第31号 かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例及びかすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 議案第32号 令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）
- (9) 議案第33号 令和4年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）
- (10) 議案第34号 複合交流拠点施設等整備事業用地の取得について

開 会 午後 1時30分

○川村成二委員長

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は13名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから令和4年第2回定例会議案審査特別委員会を開きます。

ここで、傍聴の申し出がございましたので、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

それでは傍聴を許可します。

これより傍聴人の入室を認めます。

ここで、暫時休憩いたします。 [午後 1時30分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時31分]

傍聴の方に申し上げます。傍聴受付の際にお渡しいたしました傍聴章の裏面に記載されております注意事項を遵守し、お静かに傍聴していただきますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、間隔を空けてご着席ください。よろしくお願いいたします。

それでは、書記を追加して指名します。道路課 白井悠大君、生涯学習課 長田千絵美君、以上2名を追加して指名いたします。

本日の日程は、審査予定表のとおりであります。

なお、議案審査関係資料につきましては、お手元のタブレット端末でご覧になれますので、ご活用くださいますようお願い申し上げます。

それでは、審査予定表に基づき、本委員会に付託されました議案等の審査に入ります。

初めに、本委員会に付託されました請願第2号 複合交流拠点施設整備用地取得費11億円の再検討を求める請願書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

請願書の内容につきましては、既にお配りしておりますので、朗読を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、朗読を省略いたします。

これより審査に入ります。

お諮りいたします。

この請願については、紹介議員の佐藤議員から説明を聞きたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、紹介議員から説明を聞くことに決定いたしました。

それでは、今回提出されました請願の趣旨をご説明いただきたいと思います。

○佐藤文雄委員

紹介議員として発言させていただきます。

請願署名も現時点で800筆を超えました。住民投票を請求するのに必要な有権者の50分の1を超える数字であります。7月10日に市長選挙がございます。市長選は、住民投票と同じ重みがあるわけですが、私は、土地購入議案は取り下げて、新しい市長に任せればいいのではないかというふうに思っております。取り立てて土地が逃げるわけではありませんから、そういう立場であります。

請願の趣旨について、1、2、3とありまして、最後に廃棄物の問題がありますが、まず第1に、もともとふれあい公園の周辺は、複合交流施設等を造るのに適していたAランクになっておりました。一方、旧筑波ハウスの社宅跡地はDランクでありました。そういう立場で考えますと、なぜDランクが15の選定の中の2つになって、最終的に日立のハウスになったのかということが、非常に疑問であります。いずれにしても、それは置いといても、第2に、立地適正化計画に基づくまちづくりについては、都市機能誘導区域はまちの中心部、生活拠点などを想定しております。また、徒歩や自転車などにより、容易に移動できる程度の範囲が望ましいとされております。日常生活圏を基礎単位とした公共施設整備というのは、子どもや高齢者のように、比較的行動範囲が限定されている人の日常的な生活の範囲を、まちづくりでは日常生活圏と呼びます。日本をはじめ世界、国際的に見ても、まちづくりは日常生活圏を基本単位として計画されてきました。日常的に利用する公共施設は、日常生活圏との関係で整備するとしております。この日常生活圏の範囲は、都市部においてはおおむね小学校区になりますが、1小学校区は1キロメートル範囲であります。徒歩で移動できる範囲、人口はほぼ1万人。かすみがうら市の千代田地区の市街地は人口2万人ですから、小学校は2校ありますので、

ぴったり当てはまります。小学校はもちろんですが、保育所、幼稚園、公園、図書館などがきちっと整備されている日常生活圏は、子育てしやすい地域、高齢者が日常的に使う施設、文化施設、コミュニティー施設、医療機関、介護施設などが整備されている地域は、年を取っても暮らしやすい地域だと言われております。

請願にあるように、市の保有地、稲吉ふれあい公園などの活用をすれば、11億円の土地購入費は必要ありません。当初の概算額は26億円、そのうち11億円が土地の買収費、率にして何と42%であります。土地を購入するための予算だと言われても仕方がないのではないのでしょうか。

第3に、令和2年3月に計画していた中心市街地土地利用基本構想における複合交流施設の2階建てプランのパーツ図です。建築設備工事費概算工事費は11億2600万円です。面積は1,813平方メートル。そういう意味では、このような構想を実現すれば、立派な図書館と市民ホールの建設は可能だと思います。

一方、5月31日に提出された公共施設等マネジメント推進室の提案であります。この平屋建てで概算工事費が13億4400万円。当初は9億円でした。これが13億4400万円。物価高騰なども上げておりますが、面積が1,550平方メートルから2,270平方メートルに大きくなっております。想定事業費総額は、いわゆる当初の26億円、これは土地代11億円を含みますが、これが29億6000万円に膨れ上がりました。土地買収をしなければ、19億円で済むのではないのでしょうか。

都市構造再編集中支援事業交付金の申請についてであります。私は5月30日、交流センターを考える会の代表の梅澤氏と一緒に国土交通省へ要請に行きました。認可の申請はまだだと語ってあります。いずれにしても、県、そして関東地方整備局、これを通じて本庁に上がってくるそうでありませぬ。私は施設そのものに反対しているわけで、建設に反対しているわけではありませぬ。日立の土地買収をやめて、その分複合交流施設建設に回せと言っているわけでありませぬ。

土壌汚染について。昨年の令和3年かすみがうら市議会第1回定例会の議案審査特別委員会において、いわゆる神立停車場線、この神立停車場線から、工事の途中で第2工区から建築廃材が出土された。こういう事実があったにもかかわらず、議会に報告をしませんでした。昭和45年当時、旧筑波ハウス跡地は栗畑であります。昭和47年から8年頃、元千代田村長の由波 正氏が日立製作所へ売却したと聞いております。そして、平成28年10月13日の報告連絡書には、建築廃材がこの道路改良工事2工区から出土したという事実が明らかになりました。したがって、栗畑に建築廃材があるわけはありませぬ。日立製作所が造成工事の際に、この建築廃材を入れたということは明らかではないのでしょうか。改めて、日立製作所の社会的責任と市長の姿勢という根本的な問題が問われていると思います。少量でもヒ素が検出されましたが、詳細に調査していないようであります。いわゆる亀有工場の日立建機に勤務していた方から聞きましたが、亀有工場には鋳物工場があったといひます。まさに、この鋳物工場がヒ素の原因ではないかと私は思っておりますが、検査結果でも、その影響が検出されております。

いずれにしても、この請願については、皆さんのいろんなご意見も含めて、ぜひ賛同していただきたいなというふうに思っております。取りあえず、以上、紹介議員の発言としたいと思ひます。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

これより、紹介議員に対する質疑を行います。ご意見等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。ございませんか。

[発言する者なし]

○川村成二委員長

それでは、ないようですので、紹介議員に対する質疑を終結いたします。

それでは、本請願の取り扱いにつきまして、ご意見等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。ございませんか。

○設楽健夫委員

紹介議員として発言してよろしいですか。

○川村成二委員長

暫時休憩します。 [午後 1時44分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時44分]

○設楽健夫委員

ありがとうございます。

今、差止め裁判が行われていますけれども、そこで、主張が大きく食い違っている、そういう内容で審議がされ、5月20日に市が準備書面を提出しましたが、裁判長は、これを却下して結審としました。9月9日に判決が出されます。その中で、市の準備書面、その中で主張している重要な項目が3点ほどありました。

1つは、複合施設は歩いて通える場所というのは、住民が主に自動車を交通手段とする方々の施設として、ふれあい公園は不適切であると。主に自動車を交通手段として利用しており、当市には当てはまらないと、そういう主張であります。この点については、この審議の過程の中でも神立駅から歩いて通える場所、あるいはこの地域の人たちが通える場所、そういう議論が多々繰り返されてきました。その中で、自動車を交通手段として使う施設なんだという主張があった。この点については、やはりこれからも議論していなければならぬ内容だというふうに思います。

2つ目に、令和2年12月にふれあい公園の近くに調整池を公園として整備する予定を公表していました。準備書面の中では、調整池の中を公園として整備することは困難と判断するに至り、今は調整池の周囲に遊歩道を設置する予定であるという主張であります。この点については、各湿地帯あるいは河川上の運動公園と、あるいは遊水地として活用している場所は多々ありますけれども、そういうことも含めて、やはり深く議論していく内容が必要であるというふうに思っています。この点については、ここは駄目なんだということで、湿地帯であるから公園として利用することはできないと、運動施設として利用することはできないという議論については、議論の要がある。

第3点目に、財政上の問題であります。本件は、購入代金は11億円と見込まれるが、国の補助金により、約5億円については賄われ、約5億円については地方債の発行により調達する予定である。最終的には、中心市街地のにぎわいの再生に資するものになり、財政力指数は全国的に見れば低いとは言えない。こういうふうに言い切っています。しかしながら、さきの総務省からの過疎地の指定は、財政力指数の悪化、人口減、この2つの理由で指定されていることは事実であります。そういう中で、私どもの市の財政は、財政基金は12億円ですが、ここ数年間目減り状態で、どんどんゼロに近づいているという状況がある。そういう意味では、今後の市の財政運営については、節約財政をしっかりと、必要なものは節約し、最小限度の必要な財源を組んでいくという、そういう事態にある意味では追い込まれてきている。全体を見れば、そういう状況である。個別の交付金の状態を見て、そして問題はないということについても、これはさきの一般質問の中でも、古橋議員からも質問がありましたけれども、十分にやはり議論をしていく必要がある。

そういう意味で、この請願書にある内容になりますけれども、複合交流施設用地取得費11億円は一時ストップして、市民を交えて計画を再検討するということが妥当で、この請願を認めていく必要があるのではないかと。

もう一つは、私は一般質問の中で、この土壤汚染状態について、資料の提供を求めています。市の土壤調査の報告書についてはエビデンスがありません。こうした状況の中で、この土地購入をそのまま進めていくということについては、市民の安全、命と生活の安全を考えたときに、市は慎重に事を進めていく必要がある。そういう状況にあることからして、やはりここは一時ストップして、そして慎重に審議していくと。また、7月には市長選があります。その中で、この案件についてそのままこれを実行していくという市長候補だけではありません。市長がどなたになっていくか、いまだ分かりませんが、そういうことを考慮したときに、このままこの案件を実行していくということを進めていくということについては、市長選の結果によっては様々な議論が巻き起こってくる。そういう意味では、慎重に検討をしていく。そして、市長選あるいは9月9日には差止め裁判の判決が、これは早い判決ですけれども、出されてきます。そういうことを慎重に検討し、判決の結果も慎重に検討して、そして事を進めていく。このことが必要になっている。そういうふうに思います。そういう意味では、この請願書については、議員の皆さんが、ここで事を早めても、そんな大きな、市長選の後、あるいは判決の後、慎重に審議しても何ら問題はありません。そういう意味で、この請願書について、ぜひ支持をお願いしたい。また私はこの点について訴えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○川村成二委員長

そのほかございますか。討論ではありませんので、請願の取り扱いについてのご意見等がありましたらということで、今意見を尋ねておりますので、その辺のご理解をよろしくお願いします。

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○川村成二委員長

それでは、ほかに発言がないようですので、これより討論を行います。

討論はございませんか。

反対の討論から、ありましたらお願いします。

○田谷文子委員

複合交流拠点施設整備用地取得費11億円の再検討を求める請願書につきまして、反対の立場から討論させていただきます。

複合交流拠点施設整備については、令和3年第1回定例会において、債務負担行為の予算化に対し、多くの時間をかけ審議されました。後に住民説明会やワークショップセミナー等を踏まえ、行政で検討を重ね、令和4年第1回定例会において、土地の購入を含む令和4年度予算を議決し、今定例会においても、用地の取得について議案が上程されております。

また、令和4年5月31日の全員協議会での担当部署からの説明では、当該用地の埋設物の処分を確認し、追加資料では、土壤の成分分析についても基準値以下であることを確認したとしております。

これらのことから、市が計画している複合交流拠点施設等事業については、推進すべき案件であると考えております。

以上のことにより、請願に反対するものです。議員の皆様方のご賛同をお願いし、反対討論とさせていただきます。

○川村成二委員長

ほかに討論はございませんか。

○佐藤文雄委員

坪井市長は、市民の目線で市政を行ってきたと述べておりました。しかし、今、田谷さんが言ったように、住民説明会、これはまさにもう土壇場、今年の1月18日です。もう既に住民監査請求が行われて、その検査結果で住民説明会を行えというふうに勧告されているにもかかわらず、遅れに遅れて、最終的に1月18日というふうになっております。参加した住民からは、日程が詰まってから住民説明会をしていると。普通は最初にやることじゃないかと。住民説明会は、みんなが集まりやすい日程にすべきだ。火曜日なんかとんでもない。それも、午前と午後1回だけ。住民の皆さんが参加しやすい土日にしたらどうかと。それから、市長が4年前に公約したんだったら、本来ならば各地で懇談会を開いてやるべきだったんじゃないか。そういう意見も出されました。私はこの問題を、前議会の一般質問で問いただしましたら、市民の声を聴くつもりがあるのかと市長に言いましたが、まともに答弁はありませんでした。

今、設楽健夫議員がおっしゃいましたように、用地締結差止め請求訴訟が5月20日に結審して、9月9日に判決が出ます。判決がどうなるかは分かりませんが、今定例会で提案し、可決したとしても、坪井市長はこの判決から逃げることはできません。例えば原告が勝訴した場合は、契約は無効になります。被告が勝訴となれば、私は控訴をして損害賠償請求に切り替え、用地取得計画を提案した坪井市長と賛成した議員を相手に訴訟を継続することを考えております。やはり、議会においても市民の声、この請願をしっかりと受け止めて、多数だ、多数だという、このことではなくて、しっかりと市民の声を受け止めるべきではないかと思えます。

請願の紹介議員の立場で語る述べましたが、市民に説明すれば説明するほど、賛同者が増えております。本来であれば、このような重要な案件は住民投票で問うべきですが、署名が800筆を超えました。住民投票条例請求の50分の1に達しております。市民の声に耳を傾けるべきではないでしょうか。

先ほども話しましたように、5月20日結審しました。市側は結審をさせないように抵抗いたしましたが、結果的に結審です。そして、5月20日ですから、土地の売買仮契約、調印日を見ましたら、5月25日なんです。ですから、5月20日の結審で判決が下される。私は、この判決が下るまでなぜ待たないのかと言いたいと思えます。判決を待って本契約をするか否かを判断するべきだと思います。そういう意味で、この11億円用地取得費ストップして、市民を交えて計画を再検討する。このことが必要だと再度訴えて、私の賛成討論といたします。

○川村成二委員長

ほかに討論はございませんか。

○設楽健夫委員

賛成討論させていただきます。

先ほど、市側から土壤分析調査表が出たと。問題がない。私は、この土壤調査のエビデンスを出してくれと、そのことを申し入れていましたけれども、またその話をしてきました。しかし、エビデンスはまだ、私は手にしていません。有害土壤汚染防止法にある有害物質の9項目全部がゼロではありません。そうした状況の中で、市が市民の命と健康を保障していく上で、なぜ自らが土壤分析ができないのか。覚書の中にも、双方で検証していくという項目があった。しかしながら、エビデンスが手元にない。そして、市が土壤分析を行っていくと、そういう意向も示されていない。こうした中で、この土壤分析を市が行っていく必要がある。そういう意味では、土壤分析の成果表については、エビ

デンスなき文書です。それが1つ。

もう一つは、私は何度となく、有害9項目の発生原因を市は調べているのかということを手張してきた。しかしながら、土壌汚染の原因分析はなされていず、あるときにはこのヒ素や有害9物質については、市はあんまり心配していない。そういう発言があった。これは、さきのエビデンスなき土壌分析表の結果を前提にしている。この土壌汚染の原因は何か。私も様々な形で調べてみた。この点については、市の説明と議論が必要な項目でもあります。どうということかという、石炭殻をあそこに埋めた場合、石炭殻からヒ素が検出されている。そしてまた、この地下水に対する浸透あるいは汚染、こういうことについても、やはり心配をする。そういう資料もネットで検索しますと多々出てきます。そういう意味では、なぜこのような有害9物質が検出されてくるのか。このことの原因分析をしていく、こういうことが必要になってきているというふうに思います。

また、瑕疵責任においても、合意書の中では双方の協議事項となっていますが、この中から何らかの有害物質あるいは健康被害が出た場合には、その責任は原因者のほうに求められるのが通常であります。そういう意味では、今、慎重に先ほどの賛成意見にもありましたけれども、9月9日の判決を待っても遅くはない。そして、慎重に検討し議論し、市民の命と健康のために物事を進めていく必要がある。そういう意味で、今後、議案審査特別委員会の中でも議論がなされるというふうには思いますが、この請願については、ぜひ賛成をお願いしたい。賛成意見として述べさせていただきます。

○川村成二委員長

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

これより、請願第2号を採決いたします。

異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第2号を採決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○川村成二委員長

起立少数であります。

よって、請願第2号は不採決とすることに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。 [午後 2時06分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時09分]

本日、市長にご出席いただいておりますので、ごあいさつをいただきたいと思います。

○市長（坪井 透君）

皆さん、ご苦労さまでございます。令和4年第2回定例会議案審査特別委員会を開会いただきまして、誠にありがとうございます。

昨日、本会議に付託をされました案件につきまして、慎重に審査をいただきまして可決賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

○川村成二委員長

ありがとうございました。

ここで、執行部に申し上げます。

議案審査の順序につきましては、審査予定表に基づき審査することといたします。議案集及び議案概要書等は、説明ページ番号を言ってから説明されますようお願い申し上げます。また、能率的かつ効率的な委員会運営を図るため、説明は単に数字を言うだけでなく、簡潔な説明並びに簡明な答弁をお願い申し上げます。

それでは初めに、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

市民部から、特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（大久保定夫君）

補足説明は特にございません。よろしく願いいたします。

○川村成二委員長

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

今回の議案の中は、賦課限度額ということが議題になっていると思うんです。賦課限度額というのはどういうことですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

お答えいたします。

国民健康保険税の算定におきまして、課税をする額について、受益と負担の関連において過度な隔たりが生じないように、いわゆる上限額を設けているものでございます。地方税法施行令に基づきまして、医療給付分、後期高齢者支援分、介護納付金分と、それぞれに賦課限度額を設けております。

○佐藤文雄委員

いわゆる青天井に国保税が上がることを避けるという、そういう意味で賦課限度額が設けられているというふうに思います。

今回の改定で、その賦課限度額について、対象世帯はどれだけ増えますか。これ、99万円が102万円になるわけでしょう。増加額は、そしてどれだけ見込んでいるのか教えてください。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

お答えいたします。

限度額引上げに伴い、対象になった世帯数ですけれども、令和3年度賦課における課税客体での試算になりますが、医療費分は限度額が2万円増えたことで5世帯減り、117万円の課税が増額になります。後期支援分は限度額が1万円増えたことで15世帯減り、133万円程度の課税が増額になると見込んでおります。

○佐藤文雄委員

医療分のほうで何世帯、何世帯減ったということを行いましたよね。つまり、逆に言うと、その人たちの負担が増えたということだと思えます。何世帯ですか。それから支援分ですか、もう一回教えてください。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

医療費分ですが、具体的に申しますと、賦課限度額を超える世帯が改正前58世帯、改正後に53世帯になります。後期支援分ですが、改正前133世帯、改正後に118世帯になります。

○佐藤文雄委員

つまり、賦課限度額が上がることによって、所得の高い人が、今度は逆に減ったということですよ。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

委員のおっしゃるとおりでございます。

○佐藤文雄委員

所得がどれだけになると、賦課限度額に達するのか教えていただけますか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

お答えいたします。

国が全国平均の保険料率で用いた試算で、収入については、医療費分で申し上げますと、単独世帯で給与収入1140万円を見込んでいるようです。本市での税率で試算しますと1273万円、所得で申しますと1073万円の収入になります。そちらの金額を超えると限度額に達するものと見込まれております。

○佐藤文雄委員

厚労省が試算したやつが1140万円。当市が対象にしてやると1073万円ということですね。確認します。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

先ほどの国の金額は、給与収入で1140万円。本市の給与収入で試算しますと1273万円です。1073万円は、それを所得に直したときの金額になります。

○佐藤文雄委員

国は、あくまでも給与の収入で言ったということですね。今言ったように、収入だと1273万円で、いわゆる所得に税率を掛けることになりますから、税率掛けるいわゆる所得は1073万円だということですね。確認です。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

委員のおっしゃるとおりでございます。

○佐藤文雄委員

この賦課限度額が度々上がっているんですよね。これ、一昨年も上がったと思うんですが、この10年間でどのくらい改定されて、どのくらい上がったかは分かりますか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

大きく変わり始めたのが、後期高齢者医療制度ができてから大きく変わるようになってきました。近年では、平成20年度から後期高齢者医療制度が始まったので、そこから試算したものがあって、そのときの限度額は医療費分と後期支援分を合わせて59万円でした。今回の改正で85万円になります。44%ほど増額となっております。

○佐藤文雄委員

これは、介護が加わっていないということですね。介護が加わると、今の85万円が103万円というふうになるのかな。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

介護を加えますと、平成20年度当時は68万円です。今回の改正で102万円になります。

○佐藤文雄委員

103万円じゃなかったっけ、合計で。102万円じゃなくて。介護は今回関係ないでしょう。合計で103万円なんじゃなかったっけ、102万円だっけ。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

医療費分で2万円、後期高齢者支援分で1万円上がりますので、102万円になります。

○佐藤文雄委員

厚労省で試算した1140万円の収入というのは、単身世帯だというふうに聞いておりますが、単身世帯ですね。そうすると、当市は同じように単身世帯で考えているということですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

委員のおっしゃるとおり、単身世帯で考えております。

○佐藤文雄委員

現実的には、当市は単身世帯という実態ではないんじゃないですか。単身世帯でこういう実態としてあるんですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

本市の単身世帯の構成割合は50%を超え、58%程度になります。ただし、単身世帯が限度額を超えるほどの収入がある人ばかりはいないと思います。

○佐藤文雄委員

あまり細かい話をしてもしょうがないので、いずれにしても今言ったように、かなりの、平成20年から賦課限度額がどんどん上がって59万円から85万円に上がったと、44%も上がっているということというふうに考えてよろしいですね。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

はい、委員のおっしゃるとおりです。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

○佐藤文雄委員

今話したように賦課限度額がどんどん上がっております。今おっしゃいましたように、所得が1073万円だと102万円の最高限度額ですから、ほとんど1割に近いんですね。かなりの負担だというふうに思うんですね。

日本共産党は、被用者保険の保険料については、上限を引き上げて高額所得の応分の負担を求めるように提案していますが、国保税はあまりにも高過ぎる。所得の1割というのは大変です。

それで国保税の負担の上限の引上げは反対の立場であります。

現行の制度のまま引き上げれば、決して高額所得と言えない層までも負担というふうになっております。

日本共産党は、全国知事会の要求の下、1兆円の公費投入を行って人頭税と批判される均等割、これを廃止して、中小企業の労働者が加入する協会けんぽ、この協会けんぽの保険料並みに国保税を大幅に引き上げるように求めています。

今おっしゃいましたように、給与収入が1140万円の協会けんぽの保険料については料率が4.95%だと思いますが、そうすると56万400円なんですね。それが102万円ですから大変な負担。約1.8倍です。もう被保険者同士のやりくり、中間層を上げないとか何とかと言っていますが、やはりこれは限界です。国保支出金の大幅増額こそ必要だと思います。限度額の3万円の引上げは、ますます高額な負担を被保険者に強いるもので反対であります。

以上です。

○川村成二委員長

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○川村成二委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号 かすみがうら市環境基本条例の制定についてを議題といたします。

市民部から、特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（大久保定夫君）

環境保全課、齋藤課長から補足説明をさせていただきます。

○環境保全課長（齋藤 明君）

それでは、議案第30号 かすみがうら市環境基本条例の制定についてご説明させていただきます。

概要書につきましては13ページ、議案集につきましては47ページとなります。

本条例につきましては、地球温暖化に係る問題をはじめとする多様な環境問題を国や県とともに総合的・体系的に対応していくため、市民、事業者、行政の責務と環境に関する施策の基本となる事項を明らかにし、良好な環境の保全と創造に取り組んでいくことを目的とするものでございます。

条例案につきましては、本年1月に環境審議会を開催いたしまして協議をしていただき、3月に法令審査会で審査をしていただき、4月19日火曜日から5月6日金曜日までの間、パブリックコメントを実施させていただきました。結果、意見等は特にございませんでした。

それでは、主な条文の内容についてご説明をさせていただきます。

条文の読み上げにつきましては、時間の都合上、省略させていただきたいと思っております。

環境基本条例を制定する上での関係根拠法令は国の環境基本法になります。

条例は3章立てとし、全体で35条の条文構成となります。

各章で主なものをご説明させていただきたいと思っております。

まず、第1章は総則となり、第1条から第8条までの構成となります。

第1条につきましては、本条例制定の目的を示しております。

続きまして、第3条、基本理念、こちらにつきましては、市、事業者、市民などが環境の保全及び創造を推進するにあたり、行動や判断の際に共通認識及び目標とする事項を示しております。

続きまして、第4条、市の責務、第5条、事業者の責務、第6条、市民の責務、第7条、滞在者の責務、こちらにつきましては、第3条の基本理念を実現するためには、市、事業者、市民などの取組が不可欠となることから、それぞれの果たすべき役割を示しております。

以上が第1章の部分の主な条文となります。

続きまして、第2章です。

第2章には環境の保全及び創造に関する基本的施策として、第9条から第27条までの構成となります。

第9条ですが、施策の基本方針、こちらは基本理念を基に環境の保全などに関する施策の策定、実施に当たっての基本的指針について示させていただきました。

続きまして、第10条ですが、環境基本計画、こちらにつきましては、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、具体的な施策をまとめた環境基本計画の策定を市に義務づける内容となっております。今後は、この第10条に基づきまして環境基本計画を今年度中に策定する予定となっております。また、計画策定と併せまして、2050年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロという目標を掲げて、ゼロカーボンシティの表明につきましても、年度内表明に向けて進めてまいりたいと思います。

続きまして、第12条ですけれども、環境の保全及び創造に資する施設の整備その他の事業の推進、こちらにつきましては、市が様々な事業を推進するために必要な措置を講ずることを規定しております。

13条の環境の保全及び創造のための規制措置、こちらにつきましては、市民の生活環境を保全していくために、関係法令などに基づきまして各種の規制措置を講ずることを明らかにするものです。

続きまして、第16条、資源の循環的な利用者の促進、こちらにつきましては、循環型社会の構築に向け、廃棄物の減量や資源のリサイクルなどへの取り組みを率先して、環境への負荷低減に努めることを示しております。

次の17条、環境に配慮した行動等の普及、こちらにつきましては、事業者や市民に対して環境への負荷が少ない製品などの利用の普及に努めるために啓発を行ったり、市民などによる水質汚濁防止に係る活動の普及に努めることを示しております。

続きまして、第20条、環境教育、環境学習等の推進、第20条には市民や事業者が環境への関心と理解を深め、環境に配慮した活動ができるよう、環境の保全、創造に関する教育や学習を推進し、市の広報紙やホームページなどを充実するなど、必要な措置を講ずることを示しております。

続きまして、第25条、国等との連携及び協力、こちらにつきましては、今日の環境問題というのは広域的なものということになっておりますので、本市だけでは解決ができない問題については、国や県、ほかの地方公共団体と連携して取り組み、施策の推進に努めることを示しております。

続きまして、26条、霞ヶ浦の湖沼環境の修復、保全及び創造のための施策の推進、こちらにつきましては、霞ヶ浦の湖沼環境の施策として、安全な水資源の確保などに必要な窒素、リンなどの削減による水質汚濁防止などの施策の推進や調査研究などの推進を図ることを示しております。

以上が第2章の主な条文となります。

続いて、第3章となります。

第3章につきましては、環境審議会の条文といたしまして、28条から35条までの構成となります。

環境審議会の設置につきましては、かすみがうら市の公害防止条例の中に既に規定されておりますけれども、今後はこの制定予定の環境基本条例の中に記載することとしまして、その部分につきましては削除するもので、附則で改正する内容となっております。

かすみがうら市環境基本条例案の説明は以上となります。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、環境保全課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ございませんか。

○設楽健夫委員

要望に近いんですけども、先ほど52ページの説明のときに、環境基本計画、2050年カーボンゼロという目標で進めていくということがありましたよね。私も何年かこのゼロカーボンに向けた市の取り組みについて、ずっと見てきているんですけども、土浦のつーチャンEMSということで、外部機関のEMSに加入していて、前年度の評価がこうであったと、次年度はこういうことを目標にしていくということが年度ごとにきちっとやはり記載されてくるんですね。そういう意味では、外部機関EMSに基づいてPDCAが回っている。

うちの場合は、そのPDCA、このカーボンゼロじゃないですけども、地球温暖化防止に対する今までの取り組みと申しますか、あるいは公表については、ちょっと私はあんまり見たことがないんですよ。今後、土浦のつーチャンEMSじゃないですけども、そういうところに見習って、年度ごとにきちっと目標の達成値と次年度の基本的な目標計画を進めていくということについて、今さら言ってもしょうがないんで、今後進めていってもらいたいという要望に代えさせていただきます。要望というか、どういうふうにやっていたのかということもちょっと聞きたいんですけども、それはいいです。

○環境保全課長（齋藤 明君）

ほかの市町村の部分もいろいろ参考にしながら、環境基本計画はこれから進めてまいりますので、そちらのほうでいろいろ取り組んでいきたいというふうには考えております。ありがとうございました。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。 [午後 2時37分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時45分]

次に、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

総務部から、特に補足説明等はございませんか。

○総務部長（大久保昌明君）

承認第4号 専決処分事項の承認として、一般会計補正予算（第1号）、こちらにつきましては、議案概要書で9から10ページ、議案集が33ページになります。

補足の説明はございません。よろしくお願いいたします。

○川村成二委員長

それでは、総務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。ございませんか。

[発言する者なし]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第31号 かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例及びかすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務部から、特に補足説明等はございませんか。

○総務部長（大久保昌明君）

議案第31号 市議会議員選挙及び市長選挙における公費負担に関する条例の一部改正につきましては、議案概要書14、15ページ、それから議案集が59、60ページになります。

補足の説明はございません。

○川村成二委員長

それでは、総務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○矢口龍人委員

これは人数によって増減ということはないの。これ、要するに例えば市長選挙、4人出ます、5人出ます、6人出ますといっても、これ変わらないんですか、金額は。あと補欠選挙も。

○総務課長（豊崎伴之君）

はい、候補者1人当たりということでの条例でございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。
それでは、採決いたします。
本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。
よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。
総務部から、特に補足説明等はございませんか。

○総務部長（大久保昌明君）

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて、かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例につきましては、議案概要書7ページ、それから議案集が11から20ページになります。
補足の説明はございません。

○川村成二委員長

それでは、税務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[発言する者なし]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。
それでは、採決いたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。
よって、本案は全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。
次に、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。
保健福祉部から、特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

詳細につきましては、子ども家庭課、斎藤課長、健康づくり増進課、田中課長より、それぞれご説明いたします。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。

説明は簡潔にお願いいたします。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

それでは、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて、令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）のうち、子ども家庭課所管に係るものについてご説明させていただきます。

議案概要書は11ページ、議案集は43ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面する子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うという趣旨によりまして、ひとり親世帯または住民税の均等割額が非課税となるひとり親以外の低所得の子育て世帯を対象に、児童1人当たり一律5万円を給付するもので、国費10分の10で実施する事業となります。

生活支援が事業趣旨でございますので、対象者へ給付金を早く支給する必要があることから、専決により対応させていただいているところでございます。

予算の内訳ですが、議案集43ページをお願いいたします。

まず、歳入です。

15款2項1目2節児童福祉費補助金4768万7000円。内訳としまして、児童1人当たり5万円の給付となる事業費補助金が、ひとり親分として2365万円、ひとり親以外の世帯分がその他世帯と書いてありますけれども2150万円、そのほかは事務経費に係る補助金となります。補助率は10分の10です。

続きまして、次のページ、44ページをお願いいたします。

歳出になります。

3款2項2目01児童措置事業4768万7000円。その内訳といたしまして、0101児童扶養手当支給に要する経費2492万4000円、18節の子育て世帯生活支援特別給付金、ひとり親世帯分、2365万円が給付金となりまして、そのほかは事務費となります。

主な給付の対象者は児童扶養手当を受給している世帯となります。このほか、遺族年金、障害年金などの公的年金を受給していることにより、児童扶養手当が停止している、受けることができない世帯や、新型コロナウイルスの影響により児童扶養手当受給者と同じ所得水準となっているひとり親世帯も対象となります。

対象児童数は473名、世帯数に換算しますと320世帯ほどを見込んでいることとなります。

このうち、児童扶養手当を受給している方につきましては、申請が不要となる積極的支給により給付となります。

この部分につきましては、本日付で給付を実施しているところでございます。

次の0102児童手当支給に要する経費2276万3000円については、18節の子育て世帯生活支援特別給付金、その他世帯分、2150万円が給付金となり、ほか事務費となります。

こちらはひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯が対象となります。所得の要件などは、令和4年度分の住民税均等割が非課税となる世帯や新型コロナの影響で家計が急変した世帯となります。

対象児童数は430名、世帯数で250世帯ほどを見込んでいるところでございます。

説明は以上です。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、子ども家庭課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

ほかの市では市独自で上乗せ5万円というところもありますが、5万円の上乗せというのは考えなかったのでしょうか。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

この新型コロナの関連する給付金は、今まで、昨年度も数回ございましたが、これまで本市のほうでは本則の給付ということで、今回も同じ、国が定めた5万円というふうにさせていただいております。

その辺の検討も考えましたが、従来と比較してということで同じにしている経過もございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

○櫻井繁行委員

児童扶養手当支給に関するところで、473人に5万円で2365万円、これは5月23日に専決していますけれども、本日給付ということですが、ちょっと時間がかかったような感じがするんですけれども、何か要因等はあったのでしょうか。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

こちら、実質はご案内をするチラシとか、準備等々も正直かかりました。そういった資料の調整とか、ご案内の調整、それと抽出自体は4月に支給している方なのですぐできたところではあるのですが、あとはご案内してから一応一定期間設けて、辞退ということについても期間を設けなければならないものですから、こういった時間になってしまったということでございます。

参考までに申し上げますと、県内では大体今回の議会で補正とかかけるものですから、ほぼほぼこの14日～15日で支給できるのは県内でもおおむね早いほうであって、ほかの自治体などの例をお伺いしますと、20日前後、ちょっと過ぎぐらいになってしまうところもございますので、そういったところでも極力早くさせていただいたということでご了承いただければと思います。

○櫻井繁行委員

もう1点、生活支援特別給付金、その他の世帯分についての状況はどのようになっていますか。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

こちら児童手当を受給している方で非課税の世帯ということで、令和4年度分の非課税になりますので、今現在抽出がほぼ終わりました、これからご案内をさせていただくところです。

予定としましては、6月24日前後ぐらいには早めにはできるのではないかとというふうに、今、事務を進めているところでございます。こちらはプッシュ、申請が必要のない方になります。その後は順次申請を受け付けながら支給していくという段取りになっています。

○櫻井繁行委員

かすみがうら市については、この後出るワクチン接種についてもかなり迅速に、給付金についても取り組んでいただける状況にあると思いますので、ちょっと質問させていただいたんですが、今後もいろいろ苦勞あると思いますけれども、迅速に対応していただきたいと思いますので、よろしく願います。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

ありがとうございます。

コロナの影響下の中ですので、早々に対象者には支給したいということで、常々心がけていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○川村成二委員長

それでは、子ども家庭課に対する質疑を終結いたします。

続いて、説明を求めます。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

それでは、承認第5号 補正予算（第2号）のうち、健康づくり増進課分について説明申し上げます。

歳入について説明いたします。

議案集の43ページをお願いいたします。

最上段、15款1項4目衛生費国庫負担金です。新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金3207万1000円です。

その下段、15款2項1目総務費国庫補助金です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金750万円です。

続いて、最下段、3目衛生費国庫補助金です。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金400万3000円です。

次に、歳出について説明いたします。

議案集の44ページ、議案概要書は12ページをお願いいたします。

議案集の中ほど、4款1項1目新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費です。

主なものを申し上げます。

ワクチン接種謝礼186万円。こちらは集団接種に携わる医師、看護師、薬剤師への謝礼でございます。

続いて、接種券等封入封緘業務委託251万9000円。こちらは対象者へ送付する接種券を封入封緘するための委託料です。

続いて、相談体制等コールセンター設置委託2224万5000円。こちらはワクチン接種の予約、相談に関するコールセンターを設置いたします。

続いて、接種者情報等入力業務委託428万3000円。接種した方の情報をシステムへ入力する業務委託です。

続いて、ワクチン接種委託3192万4000円。こちらは個別接種の医療機関、それから各医師会、国保連へ支払うものです。

続いて、議案集45ページをお願いいたします。

上から3番目、集団接種会場使用料172万8000円。こちらはウエルネスプラザ健診室の借り上げ料です。

これら事業費7207万4000円の全額が補助対象ですので、一般財源の負担はありません。

次に、4款1項2目感染症対策に要する経費です。

新型コロナウイルス感染症自宅療養者支援委託750万円。2月から急速に自宅療養者が増えまして、これに対応するために1,000セット分を計上するものであります。また、これによりまして現状の1人5日分から最大7日分まで支援を拡大いたします。

こちらの事業費も全額が補助対象です。

説明は以上です。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、健康づくり増進課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

感染症に対する経費の自宅療養者の支援委託なんですけど、これまで実績か何かはあったんですか。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

2月から急に支援相談件数が増えまして、2月が109件、3月が140件、4月が143件の利用がありました。

○佐藤文雄委員

利用があったというのが、この自宅療養の支援の要請があったという意味ですか。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

おっしゃるとおりです。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号 令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

ここで委員各位に申し上げます。

本案につきましては、本日、審査予定の都市建設部都市整備課の質疑が終わった後に、討論並びに採決いたします。

それでは、保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

それでは、詳細につきまして、健康づくり増進課、田中課長より説明いたします。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

議案第32号 令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）のうち、健康づくり増進課分について説明申し上げます。

議案集は69ページ、議案概要書は18ページをお願いいたします。

2段目、4款1項5目ウェルネスプラザ管理運営に要する経費です。ウェルネスプラザ駐車場舗装工事328万9000円です。工事費の増額補正です。

こちらは、流量計算をした結果、貯留施設に容量不足が生じたことから、雨水排水等貯留槽、容量16トンの追加を行うという内容でございます。

説明は以上です。

○川村成二委員長

それでは、健康づくり増進課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[発言する者なし]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

続いて、産業経済部から特に補足説明等はございませんか。

○産業経済部長（松延孝之君）

観光課、石川課長から補足説明させていただきます。

○川村成二委員長

説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○観光課長（石川和彦君）

それでは、議案第32号 令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）に係る観光課所管分につきまして説明させていただきます。

議案集の68ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明させていただきます。

2段目、16款県支出金、2項県補助金、5目商工費県補助金、1節商工費補助金の自然環境整備交付金でございます。三ツ石森林公園休憩所整備工事に係る県補助金308万4000円を計上してございます。

次に、歳出についてご説明させていただきます。

議案集の69ページ、議案概要書18ページをお願いいたします。

中段にあります7款商工費、1項商工費、4目観光施設費、観光施設等管理運営事業でございます。三ツ石森林公園におきまして、老朽化しております東屋及びその中に設置しております野外卓セットを撤去し、新しいものを設置いたします。併せて、公園内に設置されている休憩用のベンチも老朽化しておりますので撤去し、設置する費用といたしまして1200万円を計上してございます。

当該事業につきましては、歳入の際に説明をさせていただきました、茨城県自然環境整備交付金事業交付金を活用させていただきたいと考えております。

説明は以上です。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、観光課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

三ツ石森林公園の休憩所、今ちょっと東屋と言ったんで、場所的に教えていただけますか、場所。

○観光課長（石川和彦君）

場所は、三ツ石森林公園の森の小屋、駐車場の上に森の小屋がありまして、そこからすぐ1つ東屋があるんですが、そのさらに上のほうに行ったところにもう一つ東屋ございまして、そちらの東屋の工事になります。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

○矢口龍人委員

この東屋というのは、トイレとか、それから給水とか、そういう関係も設置するんですか。どういうふうな構造になるんですか。

○観光課長（石川和彦君）

東屋につきましては、4本足になっていまして、屋根がある構造のものになっております。給水施設とか、そういった附帯の設備は特についてございません。

○矢口龍人委員

1200万円ですよ。今おっしゃったのは、掘っ建て小屋のようなつくりかなというふうに、私、ちょっと感じたんですけれども、柱4本でつくるって、その程度の内容なのに、何か1200万円というのはどういう内容なんですか。詳細教えてください。

○観光課長（石川和彦君）

東屋につきましては、先ほど佐藤委員のほうから質問がありました、公園の上のほうにございまして、高い場所になっております。公園内は傾斜がきつく、歩道のみしかなく、トラック等が乗り入れることが困難な場所ですので、人力施工ということで検討させていただいておりまして、そのため少し高い価格になっております。

○矢口龍人委員

この施設は設計管理も入っているんですか。

○観光課長（石川和彦君）

設計管理については入ってございません。

管理というのは、工事現場の管理ということでよろしいですか。

○矢口龍人委員

設計入っていないって、結局、今あるものを復元するということなんですか。設計なくて積算もできないだろうし、工務店も困っちゃうと思って、どんなふうにつくっていいか。

○観光課長（石川和彦君）

こちらは、昨年度設計をしております、その内容につきまして、今回、提案させていただいております。

○矢口龍人委員

そういうことであれば、本来、資料を提出しておくべきだと思います。

○観光課長（石川和彦君）

では、資料のほうを提出させていただき、それは設計書でよろしいんですか。金抜き設計書になるかとは思いますが。

ただ、入札前でございますので、まだ入札の公告もしていないような状況なので、どの辺まで開示できるかということは、検討しないといけないところではあると思うんですが、できる限りの

範囲で検討させていただきたいと思います。

○川村成二委員長

暫時休憩します。 [午後 3時11分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時12分]

それでは、ただいま矢口委員から要望のありました内容につきましては、観光課で検討していただき、議会事務局へ提出願います。提出いただいた資料は皆様のタブレット端末にデータとして登録しますので、ご覧いただきたいと思います。

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

続いて、教育委員会から特に補足説明等はございませんか。

○教育部長（坂本重男君）

学校教育課、仲澤課長より補足説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

それでは、補足説明をさせていただきます。

議案集は69ページからとなります。

一番下の欄になります。10款3項1目中学校管理費におきまして、右端の説明欄、0202中学校給食管理運営に要する経費で、学校給食の管理や食育指導を担う学校栄養指導員を、会計年度任用職員として、1名雇用させていただくものでございます。

費用の内訳は、当該職員の報酬、期末手当、社会保険料などの共済費並びに通勤手当に係る旅費、総額218万円を追加補正させていただくものです。

当初、県費による栄養教諭等4名の配置が予定されておりましたが、実際の配置が3名になってしまったため、不足します1名分を追加補正させていただくものでございます。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、学校教育課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

現在のかすみがうら市内は、中学校が義務教育学校になり、3校になっていますけれども、それぞれの配置状況というか、この方がどういった配置状況になるのか、その辺を教えてください。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

現在の配置が3名ということで、配置されているのが霞ヶ浦中学校と千代田義務教育学校並びに下稲吉小学校に配置されております。追加する1名を下稲吉中学校に配置する予定でございます。

○櫻井繁行委員

4名で管理栄養士というか、栄養指導員ということですが、下稲吉小学校に1名いるというのは、ほかにも小学校がたくさんありますけれども、中学校には管理士の方が1名ずついらっしゃるって、下稲吉小学校にだけ1名いるというのは何か理由があるのか、教えてください。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

その配置は、中学校を基本といたしまして、4人目は下稲吉小学校が小学校として最大ということ

で、そこに配置しております。残りの配置していない学校につきましては、中学校に配置されている栄養教諭等が兼務という形で、ある程度割り振りながらというか、業務を分担しながら全体を見ているというような状況でございます。

○櫻井繁行委員

定数というか、基準があるのかどうかというのも、今理解はしていないんですけども、かすみがうら市全体で考えたときに、中学校、小学校があつて、今、義務教育学校も一体型があつて、分離型がある状況になって、管理指導員の配置というのが、これが適正なのか、それとも今後改善していく余地があるのか、今回補正予算ですけれども、その辺どのように考えているのか、お伺いします。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

栄養教諭等の配置基準でございますが、これは、法律で決まっております、児童生徒数の人数に合わせまして、549人以下の学校は、管理栄養士の職員が4分の1人という形で、550人を超えますと1人というルールが定められております。こういった中で計算しますと、本市の配置人員は3.25人という数字になります。この基準に基づいて、県のほうが職員のほうを配置したわけで、実際に不足します部分を今回補正させていただくというような状況であります。

○櫻井繁行委員

3.2ということですから、割り切れないところは4人ということなんだと思うんですけども、食育というのも、すごく子どもたちの成長においては大切なことであるし、今、ヤングケアラーの問題とか、いろいろ家庭環境ある児童数もいらっしゃるでしょうから、こういった給食でしっかりと栄養を取っていただけるということも大事なことだと思いますので、今後にかすみがうら市としてしっかり取り組んでいただきたいと思います。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

ご意見ありがとうございます。ぜひともそういった意見を取り入れながら運営していきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

○設楽健夫委員

この4人の方を採用するということですが、職務内容について教えていただけますか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

先ほど言いました、学校の給食の管理ということで、まず献立をつくって、そういったものの数量であったり、アレルギーの管理、そういった部分から、実際に、今度、子どもたちへの食育という部分で、食の在り方とか栄養の取り方とか、そういったものを含めた、総合的に指導していくことが大きな部分です。

○設楽健夫委員

この方々が差配していくんですか、予算。材料費とか含めて。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

予算関係は、実際には公会計ということで、昨年度から学校教育課のほうで、一括してその辺の調整をしまして、各学校に児童生徒数の人数に応じまして予算の配分をいたします。そういった中で、献立に合わせて必要量を調達していただいて、給食のほうを調理していただいているというような状況です。

○設楽健夫委員

この資格については栄養士ということなんですか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

今回、食育を担う問題では、本来であれば栄養教諭という形で募集して、総合的にやっていただければありがたい部分はあるんですが、最低限といいますか、その中でも、栄養士でも担える部分等もございます。理想は栄養教諭が配置できればという形ではあります。

○設楽健夫委員

4人のちょっと内訳を教えてください。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

現在3人配置されている方が栄養教諭で、今回募集しますのも栄養教諭を基本として募集するという形でございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

続いて、公共施設等マネジメント推進室から、特に補足説明等はございませんか。

○参事（廣原正則君）

公共施設等マネジメント推進室所管の補正については、羽成企画監から説明をさせていただきます。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。

○企画監（羽成英明君）

議案概要書18ページ、議案第32号 令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）、ページといたしましては、69ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、10目複合交流拠点施設等整備費、説明欄、01複合交流拠点施設等整備事業費で、21節補償、補填及び賠償金、水道管等移設補償で2861万1000円を増額するものです。

一般会計で支出し、工事については水道会計で対応いただきます。

購入する敷地内に水道管を設置しており、撤去工事として230メートルと新設管として150メートルを実施するものでございます。

説明は以上です。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、公共施設等マネジメント推進室に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

複合交流拠点、いわゆる旧筑波ハウスの地内に配水管があるよと、それを撤去するということですが、もう既に工事終わっているんじゃないですか。教えてください。

○企画監（羽成英明君）

解体工事等のものについては終わっているんですけども、施設内の中に水道の本管が入ってございまして、その水道管を撤去する内容でございます。

○佐藤文雄委員

だから、工事が終わったけれども、その分は終わっていないということなんですか。配水管が残っていると、どの部分に残っているのか、よく分からないから教えてください。

○企画監（羽成英明君）

水道施設自体は水道課が管理している内容の水道管でございます、その部分の撤去を行うものがございます。

○佐藤文雄委員

違うよ。もう全部片づいたんじゃないのと言っているの。これを改めて何で配水管だけ撤去というのが出てくるのかなと思ったんですよ。もうあそこ、全部済んだんじゃないのというふうな質問ですよ。まだ終わっていないの。水道の配水管の撤去はまだ終わっていないということなんですか。

何で配水管の撤去まで、いわゆる最初の合意の中には入っていなかったんですか。何でこれは特別なんですか。そこら辺が分からないんですよ。

また、新設に係る補償費というのはどういうことですか。何か膨れ上がっちゃうんじゃないの。何か全部片づけたと思ったら、これが出てくるからさ。2861万1000円ですよ。簡単なお金じゃないでしょうよ、これ。ちょっと分からないから聞いているんだよ。

○川村成二委員長

暫時休憩します。 [午後 3時25分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時35分]

資料がタブレット端末に保存されておりますので、ご確認ください。

それでは、説明を求めます。

○企画監（羽成英明君）

こちらの図面で、この日立の敷地内をそのほかのエリアにまで供給しているような状況でございます、今回撤去するものについては、この指のマークがついている部分ですけれども、この部分を撤去いたしまして、それ以外のこの中間のアパートがある部分については、これは給水管の部分ですので、日立のほうで既に撤去済みでございます。なので、この本管となる部分のものを撤去いたしまして、代わりに既存の方に水を供給するために、左側のエリア、このところのつなぎ替えを行うのが1つと、あと右側のエリアなんですけれども、この給水管のところを接続して、この部分をつなぎ替えするというような工事を予定してございます。

○佐藤文雄委員

これは今分かったの。今というか、これ、補正予算のときに分かったんですか。もう既に分かっていることなんでしょう、我々は分からないけれども。だったら、そういうのは全て入っているはずだよ。何で今頃になったんですか、これ。今分かったんじゃないでしょう。ちょっと見ると、南のほうに住んでいらっしゃるころまで、これ何か、実際分からないけれどもさ。水道がこの筑波ハウスを通して、水道管が行っているみたいに思われるんだけど。これはだって、ずっとそういうふうになっていたわけでしょう。何で今なんですか。

○企画監（羽成英明君）

今回、土地の購入予算も合わせて計上してございまして、市の取得に併せて、市の財産である水道管の切替えを行うために、このタイミングで補正予算ということで上げさせていただいております。

○佐藤文雄委員

いや、そうじゃなくて、こういう実態があることについては、分からないわけじゃなかったわけで

しょう。だから、何も取得のときに配水管の撤去と新設という話じゃなくて、撤去そのものについても、新設についても、その前に話しすべきなんじゃないかという質問です。

○企画監（羽成英明君）

内部で協議したところ、このタイミングが一番いいということで、この時期に併せて提案をさせていただいているという内容です。

○佐藤文雄委員

ということは、この用地買収が必要なければこれはやる必要がなかったと、やる必要はないということでもいいですね。

○企画監（羽成英明君）

この用地を使うに当たっては必要な事業ですので、今回の用地取得に併せて事業を実施するというようなことでございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

この議案につきましては、最後の審議のときに採決いたします。

次に、議案第33号 令和4年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

都市建設部から、特に補足説明等はございませんか。

○都市建設部長（根本和幸君）

上下水道課、島田課長より補足説明させていただきます。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。

○上下水道課長（島田勝男君）

議案概要書では19ページ、議案集では72ページから77ページになります。

今回の補正は、先ほど、公共施設等マネジメント推進室から説明のありました、工事に関する費用2861万1000円を資本的収支において増額補正する内容となっております。

説明は以上です。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、上下水道課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

この問題については、今、市の一般財源でやろうということでしょう。でも、水道事業だよな。

これは用地買収が関係なければ、やる必要はなかったんだと思いますけれども、買収するか買収しないかも含めて、これは実際には水道事業だよな。現在も使っているわけでしょう。何でこれ一般財源にしたんですか。

○上下水道課長（島田勝男君）

今回の工事は、用地の取得に伴って、取得者である、公共施設等マネジメント推進室から依頼があって撤去及び新設する工事となっておりますので、依頼者が負担していただく内容となります。

○佐藤文雄委員

依頼者というのは、公共施設等マネジメント推進室じゃないでしょう、市だよ。依頼者とは何、ということ。水道事業者は誰ですか。水道事業者も市じゃないですか。依頼者から依頼がありましたから一般財源、答えになっていないと思いますけれども。

○上下水道課長（島田勝男君）

水道事業につきましては、一般会計から補助金を頂いているところでございますけれども、皆様から頂いている水道料金を財源として運営しているものでございますので、その中で配水管の移設工事等が必要であれば、そちらから申し出していただいて、そちらの負担でもって、こちらが工事を施工するという形で事業を運営しているところでございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

○佐藤文雄委員

いずれにしても用地買収がなければ、この必要なかったということですよ。ですから、私はこの用地買収については、根本的に間違っているというふうに考えておりますので、反対です。

○川村成二委員長

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○川村成二委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。 [午後 3時43分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時44分]

次に、議案第34号 複合交流拠点施設等整備事業用地の取得についてを議題といたします。

昨日の会議において決定いたしました、参考人招致につきまして、要求に基づき、参考人に出席いただいておりますので、ご紹介いたします。

関東不動産鑑定事務所から、参考人、井坂 雄君。

同じく参考人、小島 裕君。

お忙しい中、参考人として本委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

参考人は、委員等の許可を得て発言し、また、委員に対しては、質疑をすることができないことになっておりますので、よろしく願いいたします。

この後、担当部局の補足説明の後、参考人と担当部局と一緒に質疑を進めてまいります。

それでは、公共施設等マネジメント推進室から、特に補足説明等はございませんか。

○参事（廣原正則君）

議案第34号 複合交流拠点施設等整備事業用地の取得について説明をいたします。

本案は、複合交流拠点施設等整備事業用地を取得することについて、かすみがうら市議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細については、羽成企画監から説明をいたします。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。

○企画監（羽成英明君）

内容につきましては、5月31日の全員協議会で説明をさせていただいておりますので、本日は、令和4年6月14日付で、議案第34号に関する補足説明書に基づきまして説明をさせていただきます。

1ページでございます。

土地売買仮契約書でございます。

冒頭及び第1条第2項第1号の規定により、土地代金10億416万648円でございます。

当初、5行目の「この契約は、かすみがうら市議会の議決を得たときは、何らの手続きをすることなく、本契約となるもの」でございます。

4ページをお願いいたします。

こちら契約締結日といたしましては、令和4年5月24日でございます。

5ページをお願いいたします。

こちらが土地の表示ということで、かすみがうら市稲吉南二丁目2625番3、公簿現況地目、宅地、公簿地籍潰地で2万8366.12平方メートル、単価、1平方メートル当たり3万5400円、金額、10億416万648円です。

7ページをご覧ください。

位置図でございます。

場所はこちらの示している場所でございます。

8ページをご覧ください。

登記簿謄本の写しでございます。

10ページをご覧ください。

こちらが公図でございます、公図が4枚にわたるために1枚に結合している状況でございます。

さらに、参考人の委員会出席要求に関する資料としてご説明いたします。

令和4年1月7日付の不動産鑑定書でございます。

こちら2ページでございます。

評価額として、こちらはその時点では10億3000万円、1平方メートル当たり評価額3万5400円でございます。

続いて、令和4年4月15日付の意見書でございます。

こちらになりまして、2ページでございます。

対象不動産の表示及び時点修正の率ということで、所在・地番、かすみがうら市稲吉南二丁目2625番3、現況地目（登記地目）宅地、登記面積2万8366.12平方メートル、所有者、株式会社日立インダストリアルプロダクツ、時点修正率プラス・マイナス0%ということで、1平方メートルの評価額で3万5400円でございます。

3ページをお願いいたします。

こちら（3）といたしまして、令和2年12月1日の価格時点より変更があった内容といたしまして、登記面積2万9096.29平方メートルから2万8366.12平方メートル、所有者、株式会社日立製作所から株式会社日立インダストリアルプロダクツに変更になってございます。

次に、令和4年5月31日付全員協議会資料の追加についてご説明をいたします。

埋設物処理状況の確認について説明をいたします。

対象地といたしまして、かすみがうら市稲吉南二丁目2625番3。

2、搬出回数といたしまして、令和3年9月1日から令和4年5月12日まで、計435回でございます。

3、搬出先及び処理量、中間処理施設7か所ございまして、産業廃棄物の産廃種別、中間処理施設、処理方法、処理量は、記載のとおりでございます。

表中の一番下の今後につきましては、根崎解体株式会社へ運び入れられ分別された後、再生利用可能なものと可能でないものとに分別されます。分別されたコンクリート、プラスチックなどは再生利用されてございまして、それ以外の残渣は管理型最終処分である茨城県環境保全事業団現場に搬出され、埋立て処分されてございます。

続きまして、土壌調査結果概算資料について説明をさせていただきます。

対象地については同じ地番でございまして、地目、地積も同じ地番でございます。

2番、調査期間といたしまして、令和3年8月2日から令和4年3月31日まで、内容については記載のとおりでございまして、6番で調査結果ということで、第二種特定有害物質全9項目の土壌溶出量基準及び土壌含有量基準について、対象地区の全38区画の全127検体で基準に適合したということで、全ての調査地点で土壌汚染対策法に規定される土壌溶出量、土壌含有基準量を下回っております。

次のページをお願いいたします。

こちらについては調査結果一覧ということで、表の内容については表内のとおりでございます。表内では基準値ということで、土壌汚染対策法施行規則第31条別表4条に定められているものでございます。

定量下限値につきましては、検知が可能な最小値ということでございます。

127検体の最大値は、検出された最大値でございまして、溶出量は土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量、含有量は土壌に含まれる特定有害物質の量でございます。

説明は以上です。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、公共施設等マネジメント推進室及び参考人に対する質疑等がございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

参考人の方にご質問いたします。

不動産鑑定書を前、資料請求で頂きました。その不動産鑑定書に基づいてお尋ねします。

3ページに、不動産評価の対象類型が更地となっております。公共用地取得のためとなっております。

すが、例えば抵当権設定があるとか、地下に埋設物があるとか、阻害要件がある場合は更地と言いませんよね。何の条件もつかない土地が更地であります。

この場所には廃棄物が入っていた、このことについてはご存じだったのでしょうか。

○参考人（井坂 雄君）

ご質問の地下埋設物につきましては、例えば公売の場合にはおっしゃるとおり、地下埋設物は更地価格から控除するわけですが、通常こういう民民の売買の場合、この場合には、原則としまして普通更地でやります。

評価を更地でやる理由は、大概条件でつくるんですが、競売と違いまして、地下埋設物があればこれは当事者間で解決ができるわけで、どちらに不利益ということもございませんし、また私どもは、特に土壌汚染とか地下埋設物については、現状で分かれば別としまして、分からない場合が多いものですから、普通更地で見まして、それが分かった場合には、当事者で話してもらおうというのが大体前提でありまして、鑑定の場合は普通そういうことで更地価格で見えております。

○佐藤文雄委員

今、私が言ったでしょう、公共用地取得のためなんです。民民の関係じゃないんです。

今、私の質問については、結果的には当事者間で話ししろよと。当事者は市です。公共用地です。公共用地について廃棄物があったとは知らなかった、とんでもないです。

何で立会人もいなかったんですか。通常は立会人がこれだけ大規模な土地を、ましてや社宅の跡地です、立会人なしで行うということは、ちょっと異常だというふうに言っている方がいらっしゃいます。何で立会人を求めなかったんですか。広大な土地です、2万9000平方メートルです、どうですか。

○参考人（井坂 雄君）

立会人とおっしゃるのは、申し訳ないんですが、市役所の方をおっしゃる、それとも相手の地権者をおっしゃっているんですか。

といいますのは、私ども立会人という場合は、普通、市役所の方に案内して、公共用地の場合やっているものですから、地権者が立ち会うということは普通ないんですけれども、おっしゃる意味は地権者に立ち合わせたほうがいいということなんでしょうか。

○佐藤文雄委員

5ページに立会人なしとなっているでしょう。物的確認、対象不動産、立会人なしです。

だから私が言っているのは、こんな大規模な土地、ましてや公共用地です、そして社宅の跡地、こういうのを立会人もなしでやるのはおかしいということなんです。誰が立会人ですかと私に聞かないでください、立会人なしと書いてあるから。

普通は公共用地だから市の職員が立ち会うんじゃないですか。もしくは市の職員と相手側、日立製作所、両方とも立ち会うんじゃないんですか、そこで確認をするんじゃないんですか。つまりそこで埋設物の問題も出てくるんですよ。どういうことですか、立会人なしというのは、どういう人を立会人ですかなんて、空々しいです。

○参考人（井坂 雄君）

立会人は普通、境界杭とか、私どもが現地調査するときには、そういう物件は間違いないように立会人をお願いするわけですが、今回の場合は、はっきりしていましたので、特に私どものほうでは境界とかそういうことについては特に立会いは求めないでも分かると思いました。

ただ、地下埋設物につきましては、先ほどにもお話ししましたように、それは話は聞いておりましたけれども、別途それは私どものほうでは考慮しないで更地価格で見ると。特にご質問の場合に、公

共用地の評価で見るのが当たり前ということなのですが、私ども公共用地の買収の場合に、そういう条件をつけては今までやってきませんでしたから、特にかすみがうら市さん、今回のこの件についてもそのようにやってまいりました。

○佐藤文雄委員

何か答弁がよく分からないよね。知っていたようで知っていなかったみたいな言い方したでしょう。これは問題の発言です。だって、立会人を求めるというのは、今言ったように、これだけの広大な土地だし、事業所も関係あるわけでしょう。そういうことから言ったら、かなり慎重に行わなければならないんです。大体、大規模な土地を立会人もなしで、あうんの呼吸というのはどういうことか分からないです。

だから、なぜ立会人を求めなかったんですかという質問に答えていないんです。公共用地です、2万9000平方メートルです。そして、社宅があった、いろんな施設がある、それなぜですかということなんです。どうぞ。

○参考人（井坂 雄君）

先ほどもお答えしましたように、立会人はこちらで求める場合には、物件の、要するにその範囲がおかしいと思う場合に私どもではお願いしているんです。ただ、この場合は図面なんかでもはっきりしていますし、おっしゃる地下埋設物については、そのように当事者間でその後のことでお任せするというものですから、特に立会人は求めていない。

面積が大きいということですが、私ども、かすみがうら市さんに限らず、ほかの公共団体から鑑定依頼を受けた場合でも、特に問題がある場合は、お役所のほうから指定がございますし、私のほうでも問題があると思えば立ち会っていただきたいとお話ししますが、今回の場合には繰り返しますが、私どもが立会いを求めるのは境界とか場所、それがおかしい場合に立会いを求めるのであって、地下埋設物については立会いを求めることはまずありません。

○佐藤文雄委員

繰り返しになるからしょうがないんですけども、これだけ広大な土地、境界線がどうのこうのということじゃなくても、立会いをすることが普通は常識だということと言ったんです。なぜ求めなかったということについては、今、境界線が分かっているから別に立会いを求めなくてもいいというふうに言っていますけれども、これだけの広大な土地、それも公共用地です、こういう公共用地について、立会人を求めないのは大体普通はないというのが一般的な不動産鑑定士の方から聞いております。

いずれにしても、地価の動向なんですけど、6ページから8ページ、そして9ページ目の地価動向では、かすみがうら市の千代田地区の地価動向というふうになっていますけれども、実際には地価公示価格というのはほとんど動いていませんよね、横ばいですよ。そういう意味では、地価動向というのはあまり参考にならないというふうにおっしゃる方がいますけれども、いかがですか。

○参考人（井坂 雄君）

私どもが地価変動を見る場合には、やはり地価公示、これは大体、鑑定士が全部やっているものから、それが信用できないとおっしゃられれば、私どもは返答のしょうがないんですけども、しかし、ほかに出た地価公示以外に公の資料というのはないと思いますので、ただ信用できないとおっしゃっては、私どもとしては返事ができかねます。

○佐藤文雄委員

それはしょうがないですね。

これはどういうことか、ちょっと教えてください。10ページ目に③で市場特性とありまして、(4)

で景気は新型コロナウイルス感染症の影響で極めて厳しい状況にあり、需要、供給ともやや弱含みの状態というふうに書いてありますが、これどういう意味ですか。

○参考人（井坂 雄君）

これは一般的に、やはりコロナ感染症が広がってからは取引件数が減っておりますので、それを言っていることなんですけれども。

○佐藤文雄委員

取引件数が減っていることは、どういうふうに影響になるんですか。

○参考人（井坂 雄君）

やっぱり弱含みといいますか、そういうことだと思います。

○佐藤文雄委員

弱含みとはどういうことですか。

○参考人（井坂 雄君）

下降きみということであります。

○佐藤文雄委員

下降きみなんです。

それから、11ページから12ページで④で、近隣地域の状況については、ほぼ箇条書きになっているんです。現状を書いているだけで、地域のマーケットなどの例がないんです。

7番目の（7）のところの行政的条件では、都市計画道路神立停車場線の南側と北側の状況の説明が書いてあります。この場所は都市計画決定で公園となっておりますが、この点についてはどのようにお考えでしたか。

○参考人（井坂 雄君）

これ一般的地域要因でございますが、対象地のことでございますか。

[佐藤委員「はい」と呼ぶ]

○参考人（井坂 雄君）

対象地についてはそこではなくて、13ページ。

○川村成二委員長

暫時休憩します。 [午後 4時08分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時17分]

○佐藤文雄委員

13ページに都市計画道路神立停車場線というのがあります。環境条件とか行政条件とか、それから画地条件がずっと、るる書いております。7番目、土壤汚染の有無というところあります。この土壤汚染の有無のところについて、現地調査における所見1、2、3、4書いてあります。

最終的に8番目で、地下埋設物の有無、現地調査の外観及び履歴からは地下埋設物の存在を示す端緒は認められず、不動産鑑定上、対象不動産の価格形成要因に影響を及ぼさないと判断すると書いてあります。これ、どういうことですか。

○参考人（井坂 雄君）

現地調査からは、またその履歴というのは、普通私どもは過去に遡って住宅地図を見るわけなんですけれども、特にそういう地下埋設物ということについては見つからなかったということです。要するに地下埋設物については、端緒は認められなかったというふうに書いてありますね、判断したわけです。

○佐藤文雄委員

だから立会人を求めなきゃいけないんでしょう。こうやって堂々と書いているんだよ、地下埋設物の有無。ひどいよね、これ。だから立会人を求めなきゃいけないということを言っているんです。

関連があるそうで、どうぞ。

○設楽健夫委員

先ほどのご説明で、立会人なしで行うというお話があった後に、埋設物のことについては話は聞いていたという発言がありましたよね。これちょっと説明していただけますか、何を聞いていたのか。

○参考人（井坂 雄君）

聞いていたということはあるかもしれないということでした。

○設楽健夫委員

話は聞いていた、あるかもしれないという話はどなたから伺っていたんですか。

○参考人（井坂 雄君）

恐らく調査の過程で伺ったと思いますが、どなたということは記憶にないです。

ただ、先ほどもお話ししましたように、地下埋設物については、私どもは鑑定上は普通考慮しておりませんので、それについて具体的にどうこうということは考えていなかったです。

要するに私どもが見たときに、地下埋設物があるなということを確認すればまたそれで考えますが、地下埋設物があるかどうかということは、現地調査では上を見た限りでは、端緒はありませんでしたというようなことです。

○設楽健夫委員

ご説明で、話は伺っていた、その次述べられたのは公表はしなかった、こういうふうに言われたんです。地下埋設物があるという話を伺っていた、その次にやらなくていけないことがあったはずですよ。伺っていたけれども、公表はしなかったという発言がなされましたけれども、ちょっと説明していただけますか。公表しなかった、なぜですか。

○参考人（井坂 雄君）

申し訳ありませんが、その公表ですか。

地下埋設物については、いずれにせよ、私どものほうでは、とにかく土壤汚染については、これは県のほうに当然調べるわけでして、ただ地下埋設物についてはおっしゃるような物件については、私どもは例えば初めにお話ししましたように、当事者間でこれは解決がつくものですから、解決がつくものについては私どもは鑑定評価上は影響をさせないというのが原則なんです。

○設楽健夫委員

評価をするのに、ここの14ページで、これは評価条件ですよ。現地調査の外観及び履歴からは、履歴もあるんです。履歴からは地下埋設物の存在を示す端緒は認められない、言い切っているんです。外観と履歴です。

履歴は市の立会人がいれば、その隣の停車場線から既にもう地下埋設物は大量に発掘されて、そしてそこからヒ素化合物が出てきているんです、少量であれ。そんなことは市の方から伺っていたんじゃないんですか。

○参考人（井坂 雄君）

具体的には聞いておりませんでした。

それに、肝心の鑑定書はその前に、要するに地下埋設物については、まず4ページの鑑定評価条件のところには所有権外の権利または建物、その他の物件が損するときは、その物件が存しないものとし

ての価格ということをまず言っていて、その次の5ページ、これの上から4行目、①のこれは調査範囲ということで、地下埋設物の有無及びその状態、これについては4番目、鑑定評価書の利用者の利益を害するおそれがないと判断した理由については、対象不動産の売買契約等において、契約当事者間で当該形成上のリスクを理解した。調査範囲が要するにこういう範囲になるものですから、私どものほうではそれは価格形成要因から除外したということです。

要するに調査範囲については、5ページの①、②で表示してあります。

○設楽健夫委員

14ページの中では認められずと、でも実際は埋設物が発掘されている、そういう意味では鑑定評価は白紙に戻るんじゃないですか。

○参考人（井坂 雄君）

それは先ほどもお話ししましたように、相手が了解しない場合、つまり普通、裁判所の競売なんかではこれは当然引かなきゃいけないんですけども、お互いの民民の場合にはこれは当然そういう契約条項でやれるわけですから、鑑定士としては土壤汚染も含めてそういうものはなかなか範囲外ですから、それは考慮外とするのが原則なんです。

○設楽健夫委員

防止法とかありますね。埋設物ありますね。そういう評価を含めて土地の評価金額というのは決められていくんですよ。御社の場合には、それをあらかじめ除外して、そしてその価格を市のほうに報告したというふうに理解していいんですか。

○参考人（井坂 雄君）

私どもの場合と、こうおっしゃられるのは非常に心外でして、大体鑑定業界では、鑑定士ではそういう土壤汚染のことはできませんので、普通こういう表現で除外して、それは専門家の方にお問い合わせというのが常識です。ですから、私どもだけとおっしゃられるのは、ちょっと心外です。

○設楽健夫委員

私どもだけというふうに言っているのではなくて、御社はそれを除外して土地鑑定を行った、そして報告をしたというふうに理解してよろしいんですねということを伺っています。

○参考人（井坂 雄君）

それは始めからですね、そのための調査範囲と条件で書いてあるわけです。それは依頼者が同意によりということですから、私どものほうではそれは触れなかったということです。

○設楽健夫委員

依頼者の同意というのは、市ですか。

○参考人（井坂 雄君）

この発注者です。

○設楽健夫委員

土壤汚染については除外して算定するようにと、そういう依頼を受けたということですか。

○参考人（井坂 雄君）

具体的には、その指示はなかったと思いますけれども、通常そういうふうに鑑定上は考えたわけです。

○設楽健夫委員

どちらですか。通常はという話と、先ほどはそういう依頼を受けてと、そういう話をされました。依頼を受けたということについて、そういう発言をされたんです。そういう依頼があったんですか。

○参考人（井坂 雄君）

依頼者の同意というのはですね、これは私どもが名義なり暗黙なりの同意というふうに、ですから暗黙の同意というふうにとったわけです。

〔「議事録取っているんだからね。いいかげんなこと言わないほうがいいよ」発言する者あり〕

○佐藤文雄委員

17ページになるのかな。別紙A1というのではない、別紙A1、ここに想定宅地面積というのがあります。稲吉南二丁目地内、ここに5,000平方メートルと書いてあるんですが、ここには値段が書いていませんよね、標準宅地。取引事例なんかがありますが、取引事例で2,000平方メートルの面積の場合は2万8735円。446平方メートルでは2万9596円。これは南ですよ。何でこんなに2万900平方メートルと5,000平方メートルとの差が出ていないんだよね。2万9000平方メートルでもこれ3万6200円にしちやっただでしょう。17ページで3万6200円だということですよ。かなり差がありますよね。南二丁目5,000平方メートルのところは書いていません。でも向原、それから南三丁目2万9596円ですよ。どうですか。

○参考人（井坂 雄君）

5,000平方メートルと対象地の面積ですね。これについては、私どもは路線商業というふうに、このところを見ておりますので、5,000平方メートルにしても2万平方メートルにしても差がないと。あるいはですね、むしろ逆にプラスということもありますので、ですからこの場合は、周囲の状況からプラスということはないなということで、同じと見たわけです。

○佐藤文雄委員

そうじゃなくて、標準宅地で5,000平方メートルとなっているでしょうというの。それに向原地内が2万8735円ですよ。同じ南三丁目446平方メートルですよ。宅地ですよ。これ2万9596円になっているから、異常に高いんじゃないかと言っているんですよ。3万6200円だもの。高いと思いませんか。どこから出てきたんですか、これ。

○参考人（井坂 雄君）

私どもでは、これは適正だというふうに判断しましたけれども。

○佐藤文雄委員

適正だと。我々にとっては適正じゃないよね。適正とかどうかの問題じゃないですね。

それから、本来であればですね、かすみがうら市の千代田地区の地価動向を使用しているわけですよ。やはり実勢価格というのを反映した時点修正しなければならないんじゃないかなというふうに思うんですね。やはり実勢価格、これをちゃんと調査して、中規模、大規模どのくらいのマーケットというか、需要調査ですよ、そういうものを反映した形で時点修正をしないといけないですよ。もうとにかく取引事例が本当に小さいですよ。そういう中で、鑑定そのものが5,000平方メートルならば、もっと広い形で近い事例を探さないといけないかなというふうに思うんですね。だってあまりにも高過ぎますよね。稲吉東二丁目なんていうのは、もう街の真ん中ですから、これ高いのは当たり前なんです。もう2万9000平方メートルという、場所的には日立の大きな土地ですから、その周りのほうに参考になるのは南三丁目地内じゃないかなというふうに私は思いますが、これに反論があれば。

○参考人（井坂 雄君）

時点修正のご指摘だと思うんですけども、これはやはり南、その地点だけですね、例えば取引事例の変動値を見られますと、その取引の個別的要因等いろいろありますので、一般的に地価動向

とは言えないというふうに私どもは思っています。ですから、初めにこの一般的要因のところ、先ほどお話ししましたように、この地区、例えば千代田じゃなくて、この周辺の土浦とかという含めた幹線商業地の地価動向というものを考慮していますので、特にこの辺だけですと、周りは住宅地域になってしまいますので、それではちょっとまた現状には即しないというふうに思っています。

○櫻井繁行委員

本日はお忙しい中、出席いただきありがとうございます。

1点だけ、確認したいんですけども、今回、土地評価額というところが論点というか、争点になっていて、1平方メートル当たり3万5400円というこの評価額が妥当かどうかというところだと思うんですね。先ほどおっしゃられていた評価するに当たっては、基本的には不動産鑑定士の方が目視によって行うというところだと思うので、その時点で地下埋設物があったのか、なかったのかというのは、多少不透明なところがあると思うんですけども、現時点でつくばハウスの跡地においては、地下埋設物があって撤去を地権者側でしていただいているところなんですけれども、その埋設物があろうがなかろうが、この土地評価額という1平方メートル当たり3万5400円というのは、変わらないのでしょうか。

○参考人（井坂 雄君）

変わりません。といいますのは、私どもでは書いてありますように、地下埋設物がないものとしての更地価格ですので、それは関係ありません。

○櫻井繁行委員

ひょっとすると、地下埋設物があったことによって、評価額が下がって土地単価がもっと安くなるのではないかというような見方もできたところなので、その1点だけを確認させていただいて、僕はこの議案は判断をさせていただきたいと思います。

○参考人（井坂 雄君）

地下埋設物の場合は、おっしゃるとおりですね、当事者間で話がかからない場合は、それを考慮して土地の価格も決めなきゃいけないんでしょうけれども、この条件としてこれは契約上、それが出た場合には処理ができると。要するに土地の値段に関係なく、処理ができるということでこういうふうにしたわけです。

○櫻井繁行委員

井坂さんおっしゃるように、今回の場合は、地下埋設物が解体の工事の過程上、実際出てきたという事実はあると思うんですけども、地権者、日立側のほうでその費用は負担をして撤去されているということですので、その趣旨に関しては、私も理解をしたいというふうに思うし、それがスタンダードというか、協議の上、円滑にいつているというか、そういう認識をしていきたいというふうに思います。

ありがとうございました。

○矢口龍人委員

ご苦労さまでございます。

私も何点かお聞きしたいんですけども、参考人はこれ市との契約は幾らで契約されているんですか、この不動産鑑定に関して。

○参考人（井坂 雄君）

調べないと分かりませんが、一応規定報酬というのがありまして、それに基づいてやっています。

○川村成二委員長

暫時休憩します。 [午後 4時43分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時44分]

矢口委員、先ほどの答弁は今準備をしていますので、違う質問に変えてください。

○矢口龍人委員

参考人にお聞きしたいのは、かすみがうら市から依頼を受けて不動産鑑定したわけですよね。そうでしょう。それで、そうすると、私が思うに、できるだけかすみがうら市に安い値段で買わせるように考えるのが、普通そうじゃないかなと思うんだけど、どう見ても割高なんですよね。これだけの広大な面積でこの値段で、もっとも近隣でもって50坪、100坪の不動産であれば、これ4万円、5万円はしようがないと思うんだけど、ここのこの面積をそんなに単価で市に買わせるというのは、あまり私は依頼をした側としては解せないなと思うんですけども、そういうのはどうなんですか。

○参考人(井坂 雄君)

通常ですね、住宅地の場合にはおっしゃるとおりだと思うんですが、商業地の場合には相当するものがない、やはり最有効使用が何かということをおもいますので、ですから例えばの話ですね、あそこに千代田ショッピングモールがありますけれども、ああいう商業地でしたら、むしろそういう狭い土地ではかえって土地の値段が落ちますので、住宅地とすれば面積が広いほうが安くなるでしょうけれども、商業地の場合には必ずしもそうじゃない、むしろ東京あたりは値段が高くなるということがありますので、その気持は分かりますけれども、やはり最有効使用が何かということで、私どもは判定しています。

○矢口龍人委員

今の答えでもそうなんだけれども、商業地、商業地というふうなことなんですけれども、別に商業地ではないと思うんですよね。今回のあれは、都市公園にするとか、そういう市の計画もご存じだったと思うんですよね、複合施設を造る、それから都市公園を造るという中身なんで、商業地という感覚で鑑定したわけですか、ちょっと違うんじゃないかと思うんですけども、いかがですか。

○参考人(井坂 雄君)

道路からしまして、それから駅のアクセスを考えて、これはやはり現状じゃなくて、最有効使用はやっぱり商業地だというふうに考えています。

○矢口龍人委員

だから市で依頼しているんですから、造るものは商業地のもの、商業施設を造るわけじゃないんですから、ですからできるだけ、要するに市のニーズに合わせた土地の評価をしてもらえたほうがよかったと思うんですよ。そうすれば少なからずもこんな値段じゃなくて購入できるんじゃないかなと、私は思うんですけどもね。そういう考えではないんですか。

○参考人(井坂 雄君)

これはですね、先ほどもお話ししましたように、私ども土地の値段というのは最有効使用によって決まるんですよね。ですから、確かに現況周りにはアパートなんか、まだ商業地が増えていませんけれども、私は、しかし、あそこの道路と土地の面積からいって、最有効使用は商業地だというふうに判断しています。

○矢口龍人委員

いや、その判断が間違っているんじゃないかと思うんですよ。あそこは商業地ではありませんよ。完全に公園ですから。公園ですんで、そういう評価をされちゃうと、本当にこんな値段になっちゃう

んでしょうけれども、私は違うんじゃないかなと。市のほうで依頼した部分でもそういった内容で依頼していると思うんですよ。商業地として依頼しているんじゃないと思うんだよね。どうなんですか。市のほうの見解はある、言えますか。

○企画監（羽成英明君）

実際評価に当たっては、土地の利用形態で決めたというようなところでございますので、そういった鑑定士の言われたような内容の評価が適切だと考えます。

○矢口龍人委員

鑑定士の要するに商業地ということできているという今の答弁ですよ。だって商業地じゃないでしょう、用途は。公園ですよ、違いますか。

○企画監（羽成英明君）

今、用途は実際のところは公園でございますけれども、土地の評価としては商業地が適切だと考えています。

○矢口龍人委員

皆さんは市民の血税を扱っているんですよ。少しでも安く、市民に負担をかけないようにするのがあんた方の仕事でしょう。何を言っているんですか。めちゃくちゃなことを言わないでくださいよ。100円、200円の税金を上げるのに大変な苦勞をしているんでしょう、税務課は違いますか。10億どうするんですか、この10億、100円玉でどれだけかかるんですか。もう少し真剣に考えてくださいよ、血税を使っているんだから、いいかげんなこと言わないの。

○企画監（羽成英明君）

実際の利用状況とか踏まえまして、こういったことが適正だということで考えてございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

先ほどの矢口委員の質問に対する答弁を求めます。

○企画監（羽成英明君）

業務委託でございますが、令和2年度の分の業務委託料は49万5000円でございます、今年度分の業務委託料は4万2900円でございます。

○矢口龍人委員

50万円のお金で本当に鑑定してもらっているんですから、大変なご苦勞だと思いますし、本当に分かります。ですから、そんなに奥深くまで入って行って調査なんかできないと思いますよ、この値段では。これ妥当な値段なんですか、これ。

○参考人（井坂 雄君）

何度もお話ししてはいますが、先ほどの路線商業地とおっしゃったのが現状に合わないんじゃないのということでしたけれども、私どもとしては、地域としては住宅、商業、工業と大体3つで分けますので。

○川村成二委員長

委託料に対する金額が妥当かどうかという質問をしておりますので、その答弁をお願いいたします。

○参考人（井坂 雄君）

そういう意味で妥当だというふうに判断しているわけです。

○設楽健夫委員

先ほどの矢口委員の質問で、商業地かあるいは公園かとありましたけれども、仕様書にはどうい

ふうに書かれていますか。

○川村成二委員長

暫時休憩します。 [午後 4時52分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時53分]

○企画監 (羽成英明君)

仕様書の内容といたしましては、その評価の方法、その部分についての記述はございません。

○設楽健夫委員

3ページを開けてもらえますか。依頼目的という項がありまして、公共事業用地取得のための積算根拠とすると、商業地との記載がないですね。ここに記載されているのは、報告書の中にも公共事業用地取得のための積算根拠ですよ。

○参考人 (井坂 雄君)

要するに、こちらで、市役所さんで買うための根拠ですよということですよ。

○川村成二委員長

もう一度、発言をお願いします。

○参考人 (井坂 雄君)

これは市役所さんが用地を取得するための根拠ですよという意味です。

○設楽健夫委員

執行部のほうに発言訂正をお願いしますけれども、不動産の代表の方の発言のとおりですと。実際の依頼目的はここに書いてあるじゃないですか、公共事業用と。修正、撤回してください。

○企画監 (羽成英明君)

商業地というのは、その評価の区分についての商業地というようなことございまして、依頼目的については、こちらに記載のとおり公共用地の用地取得の根拠ということで、誤解があったとすれば訂正をさせていただきます。

○設楽健夫委員

代表ね、今ありましたように依頼は公共用地というふうにはっきり、ここに報告書のほうにも書いてあるとおりの依頼目的だったんですよ。今まで商業地、商業地と言っていますけれども、その評価というふうになると、修正しなくちゃいけないんじゃないですか。

○参考人 (井坂 雄君)

私どもで鑑定する場合に、その地域がどういう地域かということをもとに判断する。それが普通、住宅か、商業か、工業ということで、公共事業というのは、そういう要するに区分には該当しないわけですね。公共事業というのは、あくまでも私人が使うものか、役所の買うもの、これは鑑定の依頼の目的ですので、それが相手によって信用、つまり公共用地の取得のためか、私的の企業のためかによって差はないんです。

○佐藤文雄委員

神立停車場線の改良工事をやりましたよね。そのときのいわゆる坪単価は10万2300円、3,820平方メートルです。今回のやつが2万8366.12で12万5172円、1.22倍ですよ。令和2年3月の中心市街地の土地利用基本構想で用地取得費がこれ8,420平方メートルなんです。これ坪単価が11万2200円なんです。だから、神立停車場線のときに購入したのは、ちょっと私データをこっちに持っていないんですが、恐らく平成27年ぐらいなのかな。それから令和2年3月で、比較で1.1倍なんです。ですから、

今不動産鑑定の方にもよく知ってほしいんですが、ほとんど価格は路線価も下がっているんですよ。3,820平方メートル、公共用地として道路用地として買ったんですよ、かすみがうら市が。そのときは坪単価が10万2300円、平方メートルに直すと幾らになりますか。平方メートルに直していただけますか。

○川村成二委員長

暫時休憩します。 [午後 4時59分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 5時00分]

佐藤委員、発言を続けてください。

○佐藤文雄委員

3万1000円なんですよ。それからいうとかなり割高になっているということなんですよ。ほとんど下がっているんだよ、今。平成25年に比べるとずっと下がっているんですよ、土地の価格はどうでしょうか。

○川村成二委員長

暫時休憩します。 [午後 5時00分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 5時01分]

参考人の方にはお忙しい中、本委員会にご出席賜りありがとうございます。

これで参考人の退席をお願いいたします。

ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。 [午後 5時01分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 5時01分]

答弁を求めます。

○参事（廣原正則君）

先ほどの質問でございますが、神立停車場線の購入価格と現在の提示させていただいています価格との差が開いているという、1.2倍になっているという質問かと思うんですが、当時の神立停車場線を買う、これもちょっと私の考えというか、そういうことにはなってしまうんですけども、当時、買う際には、当然道路とかが通っていなかったと思う、通すための道路ですから、今回については道路が神立停車場線という道路が通ってまして、それに附随している敷地ということになりますので、当然高くなるのかなと想像するところです。

○設楽健夫委員

1つ、私、資料請求で出していますけれども、埋設物調査結果概要資料、これのエビデンスはないという話だったと。前回の質問のときには。まず、エビデンスは今あるんですか。

○企画監（羽成英明君）

埋設物撤去については、資料のほうはございます。

○川村成二委員長

意味が分からないんですけども、あるのか、ないのかをはっきり言ってください。

○企画監（羽成英明君）

ございます。

○川村成二委員長

待ってください。ございます、ございません、どちらですか。羽成企画監のほうの言葉はどちらですか。はっきり分かるように発言してください。

○企画監（羽成英明君）

その証拠書類については、市の保有物ではないです。

○設楽健夫委員

土壌、埋設物調査結果、概要資料が提出されていますけれども、これはどのように作成されたものですか。

○企画監（羽成英明君）

埋設物処理状況確認資料でございますか。

○川村成二委員長

設楽委員、もう一度、分かるように質問してください。申し訳ありません。よろしくお願いします。

○設楽健夫委員

土壌分析表、2ページ、この表はどのようにして作成したんですか。

○企画監（羽成英明君）

日立製作所の日立インダストリアルプロダクツさんの資料を閲覧して作成しました。

○設楽健夫委員

エビデンスはないと。作成は閲覧して作成したということなんですね。

○川村成二委員長

そのように言っていますので、発言、質問を続けてください。

○設楽健夫委員

これのいわゆる信憑性といいますか、それはどういうふうにして確認すればいいんですか。

○企画監（羽成英明君）

この項目ごとに数字を拾ったものをまとめた野帳がございまして、そちらのほうで確認できるということです。

○設楽健夫委員

エビデンスはないと。閲覧して作成したと、その検証は、これは市独自で検証していく以外、ないんじゃないですか。

○企画監（羽成英明君）

こちらの土壌資料につきましても調査者といたしまして、こちらの資料の記載のとおり、DOWAエコシステム株式会社で作成した指定機関のものを閲覧してございますので、こちらの書類については間違いがない。

○設楽健夫委員

私は市が独自で調査をして、検証する必要があるんじゃないんですかという質問なんです。やりませんならやりませんで回答ください。

○企画監（羽成英明君）

こちらの調査結果で基準値以下でございますので、その調査についてはやらない方向で考えています。

○設楽健夫委員

そうなりますと、この土壌汚染対策法については、様々な書類のやり取りを日立はやっているとい

うふうに思いますけれども、私の資料請求の2番目のやつ、日立製作所2.9ヘクタールの第2種有害物質9項目に関する日立の報告書全部を出してくださいと、そういう資料請求だったんですよね。まだ出ていませんけれども、これどうなっていますか。

○企画監（羽成英明君）

日立のほうについては、ものがございませんので、お出しできません。

○設楽健夫委員

これは、私は日立に提出してもらおうと、提出を要求するという意味で言っているんですよ。その次の土壌分析で有害物質9項目、3点目ですけども、日立製作所2.9ヘクタールの土壌汚染防止法に基づき提出している書類、それを全部提出してくださいと、これが3つ目の資料提出要求だったんです、一般質問で出しましたね。これどうなっていますか。

○企画監（羽成英明君）

こちらについても提出できません。こちらではございませんので、提出できません。

○設楽健夫委員

このやり取りで、日立側にこの請求はしていますか。

○企画監（羽成英明君）

この内容、こういった資料についての提出のお話はしてございますけれども、今回の中でも提出ができないということで確認しているところでございます。

○設楽健夫委員

これ今回確認しているということだったんですけども、日立製作所とのやり取り、協議あるいは会議録、これについては提出してください。

○企画監（羽成英明君）

お互い、双方のやり取りの内容についても提出できません。

○設楽健夫委員

私は役所の方と様々な話を今までしてきましたけれども、電話連絡も一つのメモも会議録として昔からそういう話を伺ってきました。そういうものもないんですか。

○企画監（羽成英明君）

会議のものと内容については、記録はございますけれども、交渉案件の内容でございまして、開示はできません。

○設楽健夫委員

エビデンスはない、日立側に提出している書類も日立からはもらえない、日立が土壌分析で役所とやり取りをしている文書についても提出ができない。日立とやり取りをしている電話連絡のメモについても提出はできない。何で判断すればいいんですか。客観的なものが何もないじゃないですか。執行部を信用してくださいという議案ですか。

○企画監（羽成英明君）

埋設物、今回の関連する追加資料に合わせましても埋設物の処理の内容であるとか、土壌調査の結果についても、公共施設マネジメントとして確認している内容で提出してございますので、そちらのほうでご理解いただきたいと。

○設楽健夫委員

先ほどから言っているのは、エビデンスの話ですからね。よろしいですか。あるいは報告書についての確認作業の話ですからね。

○企画監（羽成英明君）

こちらの内容のとおりでございます。

○設楽健夫委員

これは市民の皆さんにも伝えながら話をしていかなくちやいけないというふうに思いますけれども、これほどひどいとは私は思っていなかった。

もう一つ、契約書の中の瑕疵責任について説明してもらえますか。

○企画監（羽成英明君）

契約書の中の瑕疵責任については、残留物の処理については、こちらにあるとおり移転することのできるものとし、このため必要な経費については甲の負担とするというのが契約書の中にございまして、そのほかの一般的な事項については、民法の規定によりまして、瑕疵責任を求めるものでございます。

○設楽健夫委員

合意書の中には、瑕疵責任は協議事項とするというふうに書かれていましたよね。何でここにはないんですか、それさえも。瑕疵責任は原因者責任ですよ、普通。何でそういうものが契約書の中には書かれていないんですか。もし何らかのことがあった場合には、市民が税金を負担して処理するんですか。

○企画監（羽成英明君）

そういうことではございませんで、契約書は契約の内容でございまして、そのほかの規定については双方で民法の規定によって対応するというところで確認は取ってございます。

○設楽健夫委員

今もう一度、重要なことなんで確認します。今言った瑕疵責任について述べられましたものについてもう一度、何条のこのくだりというふうに説明してもらえますか。

○企画監（羽成英明君）

残留物の処理につきましては、8条の規定でございまして、この契約書上は今表示してございまして、そのほかは民法の規定でございまして。

○川村成二委員長

暫時休憩します。 [午後 5時17分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 5時18分]

本件につきましては、まだ時間がかかるということですので、お諮りいたします。

本日はこの程度にとどめ、延会することとし、本委員会は、明日6月15日午後1時30分より再開し、本日に引き続き議案等に対する審査を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれもちまして、延会いたします。

ご苦労さまでした。

延 会 午後 5時19分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和4年第2回定例会議案審査特別委員会委員長 川 村 成 二